



〔諮問理由〕

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

大阪府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、平成17年11月、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、以後、2回にわたる計画改定を経て、関係行政機関、民間団体と連携を図りながら、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた取組を推進してきた。

しかしながら、大阪のDV相談件数はここ数年増加傾向にあり、被害者の保護命令件数は全国で最も多いなど深刻な状況が続いていることから、引き続き一層の取組が求められている。

また、平成28年度末で現行計画は終期となることから、これまでの施策の到達点と課題を整理するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成29年度以降の新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定する必要がある。

そこで、大阪府における新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。